

第2次羽生市 文化芸術振興計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



文化芸術の力により、誰もが、心豊かに暮らせるまち 羽生

羽生市・羽生市教育委員会

表紙写真提供：羽生市美術連盟

左上・利根川

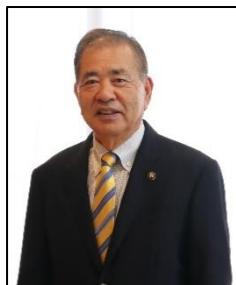
右上・藍染 ※羽生市提供

左下・大天白公園の藤

右下・ムジナモの花

はじめに

文化芸術の力により、誰もが、心豊かに暮らせるまち 羽生の実現に向けて



文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、人間が協働し、共生する社会の基盤でもあります。

本市では、第6次羽生市総合振興計画において、将来都市像として「誰もが幸せを感じる 住み続けたいまち 羽生」を掲げ、その実現に向けて各種の施策を推進しています。そして、市民の文化芸術活動の充実や郷土の歴史・伝統・文化の継承、地域の特色を生かした新しい文化の創造を図るため、第2次羽生市文化芸術振興計画を策定しました。

今後も、豊かな心を育む文化の薫り高いまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましても、文化芸術の主役として、より一層御活躍いただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

羽生市長 **河田 晃明**



人々の生活から生まれた文化芸術は、常に皆様の生活と共にあります。人々に感動や安らぎを与え、心を支える文化芸術は、個人の幸せとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの向上に重要な役割を持つものであり、その振興は第3期羽生市教育振興基本計画においても、重要な施策の1つと位置付けております。

本市では、文化芸術の振興により、すべての市民の皆様が心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを目指し、第1次計画の基本理念を継承・発展させ、第2次羽生市文化芸術振興計画を策定しました。

本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました羽生市文化芸術振興審議会委員をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

結びに、今後の文化芸術振興計画の推進にあたり、引き続き皆様のより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

羽生市教育委員会教育長 **秋本 文子**

目 次

第1章 文化芸術振興計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の対象とする文化芸術の範囲	3
4 計画の位置付け	3
5 計画の期間	3

第2章 羽生市の現状

1 羽生市の特性	4
2 公共施設での文化芸術活動	5
3 S D G s の推進	6
4 第1次計画の取組状況	7

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	9

第4章 施策の展開

〈基本目標1〉文化芸術活動の推進

1-1 鑑賞の機会の充実	10
1-2 発表の機会の充実	11
1-3 文化芸術活動拠点の充実	12
1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実	13
1-5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援	14
1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信	15

〈基本目標2〉文化芸術を活用したまちづくりの推進

2-1 文化芸術の交流の推進	16
2-2 産業・観光等における文化芸術の活用	17
2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用	18

〈基本目標3〉文化財・伝統芸能等の保存と継承

3-1 文化財の調査・活用	19
3-2 伝統芸能等への支援	21

第5章 計画の推進

1 市民、企業、行政等の役割	22
2 進行管理	22

資料編

1 羽生市の文化財	23
2 指定文化財一覧	25
3 羽生市文化施設	29
4 羽生市文化芸術振興審議会設置要綱	33
5 羽生市文化芸術振興審議会名簿	34
6 羽生市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会名簿	35
7 羽生市文化芸術振興計画策定経過	36

第1章 文化芸術振興計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供してくれます。また、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものです。

さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。

二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を生かして、市民一人ひとりが質の高い充実した生活を送り、また心豊かな活力ある社会（地域）を形成していくことが求められています。

そこで、市民の文化芸術活動を推進し、郷土の歴史・伝統・文化の価値を認識し、次代に継承するとともに、地域の特色や伝統に根ざした新しい文化を創造するため、本市の文化芸術の基本的な考えを示すものです。

2 計画策定の背景

近年、私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化と国際化・情報化等の進展により大きく変化しています。人は「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」や「生活の質の向上」を重視するようになり、あわせて地域社会の活性化についても文化芸術の果たす役割が、今改めて注目されています。

しかし、昨今の経済情勢や厳しさを増す地方の財政状況などの影響もあり、地域の文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境の形成は十分な状態にあるとはいえません。

今後は、文化芸術が地域社会の活性化を図るうえでの原動力として、また心豊かな個人と社会を支える基盤となるよう、諸問題の改善や解決に導くことが求められています。

本市においては、「第6次羽生市総合振興計画」「第2期羽生市教育振興基本計画」に基づき、「文化芸術基本法」の基本理念を踏まえ、「羽生市文化芸術振興計画」（令和2〈2020〉年3月）を策定しました。そして、引き続き、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次羽生市文化芸術振興計画」（令和7〈2025〉年3月）を策定します。

■国の動向

□文化芸術基本法（平成29〈2017〉年6月改正）

「文化芸術振興基本法」が改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。この改正は、文化そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用・循環を目指すために行われたものです。同法では、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参酌して、「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めるものとしています。

□文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年〈2023〉年3月策定）

平成30（2018）年3月に文化芸術基本法に基づき、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとし、文化芸術推進基本計画（第1期）が策定されました。

その後、新時代に求められる文化芸術を取り巻く様々な状況を踏まえ、文化芸術推進基本計画（第2期）を策定しました。

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

□その他関連する法律等

- ・劇場、音楽堂などの活性化に関する法律（平成24〈2012〉年制定）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30〈2018〉年制定）
- ・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30〈2018〉年制定）
- ・文化財保護法（平成31〈2019〉年改正）
- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2〈2020〉年制定）

■県の動向

□埼玉県文化芸術振興基本条例（平成21〈2009〉年7月制定）

文化芸術振興の基本理念や県の責務を定め、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を目指すものとしています。また、同条例には「文化芸術の振興に関する計画を定めること（第4条）」と明記されています。

□埼玉県文化芸術振興計画（令和3〈2021〉年3月策定）

平成23（2011）年3月に、埼玉県文化芸術基本条例の規定に基づき「埼玉県文化芸術振興計画」が策定されました。これまでに2回の策定が行われ、引き続き、文化芸術施策の基本的な方向を示しています。

計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

3 計画の対象とする文化芸術の範囲

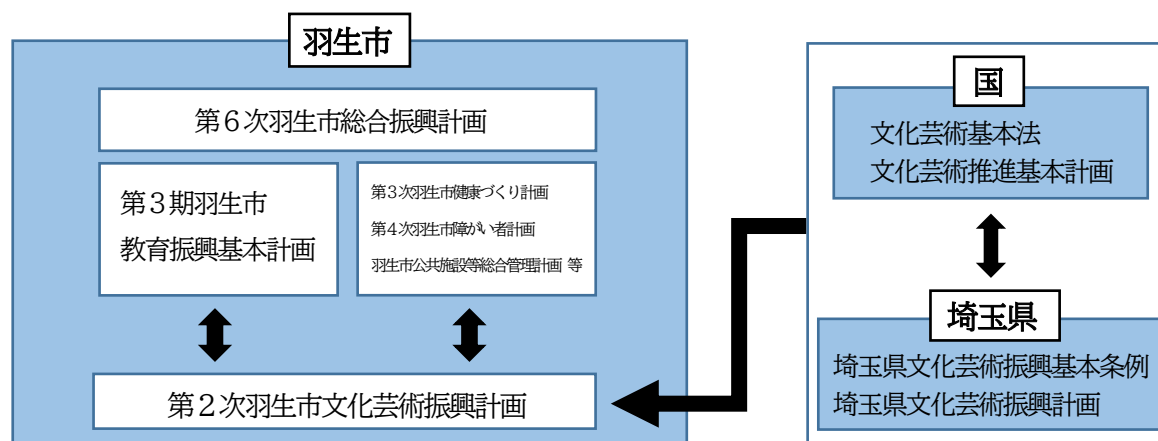
文化とは、人間一人ひとりが、自然と関わることや、それぞれの風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち振る舞い、さらに、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式や価値観等、人間の生活に関わる総体を意味し、その範囲はとても広く多分野にわたっています。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、次に掲げる、文化芸術基本法が対象としている範囲とします。

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版等	出版物及びレコード等
文化財等	有形・無形文化財とその保存技術
地域における文化芸術	各地域の文化芸術の公演・展示・芸能祭等、地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能

4 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法に基づき、本市の行政運営の基本となる「第6次羽生市総合振興計画」との整合性を図り、他の計画とも連携した文化芸術施策の指針となるものです。



5 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

ただし、計画の進行管理や羽生市を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 羽生市の現状

1 羽生市の特性

羽生市は、関東平野のほぼ中央、埼玉県北東端部に位置しており、北は「坂東太郎」の異名を持つ利根川に接しています。付近一帯は、「関東造盆地運動」と呼ばれる自然の地盤沈下により、低地が形成されました。そこに利根川の流れが複雑に入ること、上流から流されてきた土砂が堆積し、現在の地形が形づくられています。一部の自然堤防では、内陸性砂丘が形成されています（県指定天然記念物「桑崎砂丘」）。また、三田ヶ谷地区の「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」（国指定天然記念物）については、自然環境が保護され、かつて市内に広く分布していた沼沢地の自然が残されています。

本市の気候は、夏季は高温多湿で、冬季は「赤城おろし」あるいは「からっ風」と呼ばれる強い北西風が吹き、乾燥することが特徴です。この強い北西風から家屋を守るための屋敷林を持つ古い家屋が現在でも多くみられます。

本市には太古から人々が住み、生活を営んできました。古くは旧石器時代の遺跡が確認されています（大道遺跡）。また、縄文時代から弥生時代の遺跡も確認されており、なかでも発戸地区では土面が出土していることが特徴的です（発戸遺跡）。古墳時代になると、市内各所で集落跡が多く発見されています。また、「永明寺古墳」（県指定史跡）や毘沙門山古墳など墳丘が残された古墳も多く所在しています。奈良・平安時代の集落跡も確認されており、なかでも平安時代の鉄製口琴の出土は全国的にも稀です（屋敷裏遺跡）。

中世は、市内各所に数多く残されている板碑（板石塔婆）があります。また、利根川沿岸部では、鎌倉時代から室町時代の遺跡がみつかり、大型掘立柱建物跡（米の宮遺跡）や集石墓（北尾崎北遺跡）などが発見されています。室町時代末期には羽生城が築かれ、戦国大名や近隣の領主たちの影響を受けていました。城主が発給した判物（正覚院文書）など羽生城に関わる史料が伝わっています。

近世には、日光街道の脇往還として使用されていた街道が利根川を渡る地に「新郷川俣関所」と呼ばれる関所が設けられ、交通を取り締まる江戸への重要な出入口として機能していました。そのため、大名や旗本などが宿泊・休憩する本陣や脇本陣が、関所近くの新郷宿に設置され、ここに立ち寄った水戸藩主徳川斉昭の書やその侍臣の佐藤延昌による箱書などが残されています（いずれも市指定文化財）。

近代には、利根川に育まれた土壌が藍や綿花の栽培に適していたため、藍で染めた糸で織られた織物（青縞）の集散地として発展しました。明治42年に刊行された田山花袋の小説「田舎教師」にも「青縞の市の立つ羽生の町があった」を書かれ、その賑わいの様子が読み取れます。最盛期には300もの紺屋があり、村では農家の女性たちが農業の合間を縫って青縞を織り、当時の羽生の産業を支えました。

また、郷土芸能も盛んで、地域の神社で獅子舞が奉納されてきました。また、古くからの民俗行事として、「八雲神社神輿渡御等行事」や家々で地蔵像を廻す「本川俣の廻り地蔵」も大切に受け継がれており、いずれも市の無形民俗文化財として保護されています。

一方で、平成15年に本市が持つ特色を生かしたまちおこしの一環として、本市に自生する食虫植物ムジナモや、古くから地域で親しまれている郷土料理「いがまんじゅう」をもとに、ご当地キャラクターとして「ムジナもん」と「いがまんちゃん」が誕生しました。また、このキャラクターを活用し、平成22年には国内外のキャラクターを集めたイベント「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」（現世界キャラクターさみっと in 羽生）を開催するなどまちづくりに活用されています。

このように、本市は利根川を背景として人々が生活を営み、文化を育んできました。今後、古くから伝わる文化を保護しつつ、新たな文化にも目を向け、柔軟に受け入れていかなければなりません。時の流れとともに生まれ、本市を特色づける魅力ある文化を地域資源とし、保護及び活用していくことが大切です。

2 公共施設での文化芸術活動

羽生市には、「産業文化ホール」「郷土資料館」「公民館」「市民プラザ」等の文化施設があり、多くの市民によって活用されています。

産業文化ホールでは、羽生市内の小・中・高等学校の音楽会や吹奏楽部の発表会、幼稚園・保育所（園）・認定こども園のお遊戯会などの各種イベントやコンサートが開かれ、多くの市民が利用しています。また、産業文化ホールの運営に指定管理者制度を導入したことで、より高い専門性の企画・運営が実現し、利用者へのサービス向上につながりました。

郷土資料館では、地域資料の収集や保存に努め、その展示等による活用を図っています。さらに、市民学芸員やボランティアによる郷土の自然や風土、歴史、産業、民俗等の調査研究や継承活動が行われています。

公民館では、各種講座が地域に根づいた様々な文化芸術活動として多く開催され、市民サークルによる創作活動や学習活動も行われています。また、その成果の発表の場として公民館まつりを開催し、地域の文化芸術活動を支援しています。

市民プラザでは、羽生市美術展や羽生市文化祭などが行われ、多くの市民の発表や鑑賞の場となっています。

市では、関係団体と連携し羽生市文化祭、郷土芸能発表会、舞台芸能発表会等の文化事業を多く開催しています。

3 SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指し、達成に向けてそれぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

羽生市文化振興計画では、基本理念及び基本目標とSDGsの17の目標との関連性を示し、文化芸術を通じてSDGsを推進し、誰もが文化芸術に参加できる社会を目指します。

■計画に関連するSDGs



■SDGs 17の目標



4 第1次計画の取組状況

羽生市文化芸術振興計画（令和2〈2020〉年3月）策定から5年が経過し、「文化芸術の力により、誰もが、心豊かに暮らせるまち 羽生」を基本理念に、様々な事業に取り組んできました。

第1次計画期間中は、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、文化芸術分野にも大きな影響を及ぼしました。多くの文化芸術活動は中止や延期になり、社会情勢も大きく変化するなか、新しい生活様式での文化芸術の表現方法を模索してきました。

2年目にあたる令和3（2021）年度から毎年、外部機関である羽生市文化芸術振興審議会により計画の進捗状況の審議を行い、様々な部門の専門的な視点による御意見や提案を事業に反映し、計画を推進してまいりました。

基本理念の実現に向け、施策をさらに推進していく必要があります。

基本目標1 文化芸術活動の推進

- ・コロナ禍後の事業再開時に規模縮小や参加者が減少し、鑑賞機会が減少傾向にあります。
- ・文化施設だけでなく、商店街や学校等でも発表の場と機会を設けました。
- ・文化施設は、経年劣化により修繕箇所が増加しています。優先順位をつけ、計画的な環境設備を実施しました。
- ・子どもたちが文化の担い手となるよう、文化施設や学校等で鑑賞・体験できる事業を実施しました。
- ・文化芸術団体や個人の高齢化が進み、後継者不足が深刻となっています。
- ・様々なツールで情報を発信し、市民が文化芸術に触れるきっかけづくりをしました。

基本目標2 文化芸術を活用したまちづくりの推進

- ・イベントや国際交流を通じて異なる文化の交流を図り、文化芸術の魅力を高めました。
- ・産業や観光分野では、行政と文化芸術団体や企業等が連携し、文化芸術を活用した取り組みを数多く実施しました。
- ・健康づくり事業や福祉施設等での文化芸術の活用は、コロナ禍の大きな影響を受け、中止や規模縮小等を余儀なくされました。

基本目標3 文化財・伝統芸能等の保存と継承

- ・文化財の調査・保存・活用を推進し、市民に知ってもらう講座や見学会を行いました。
- ・伝統芸能等を次世代に継承し発展させるための取り組みを行ってきましたが、後継者不足が深刻となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

文化芸術には、心の安らぎや、生きる喜びを与える力があります。音楽や絵画に触れ、心が落ち着いたり、映画や物語に感動したり、心豊かな暮らしに欠かせないものです。

また、創作活動に夢中になる人や、芸術作品や伝統芸能の鑑賞を楽しむ人、あるいは地域の文化財に触れ、郷土の歴史に想いを馳せる人もいて、社会全体のウェルビーイング※を実現していくうえで、重要な役割を担っています。

このため、本計画では、文化芸術の力を通してすべての市民が心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを目指し、次のとおり基本理念を設定します。

文化芸術の力により、誰もが、
心豊かに暮らせるまち 羽生

※ウェルビーイング：「幸福」「健康」という意味に加え、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味の幸福を指す概念のこと。

2 基本目標

基本理念の実現を図るうえでの方向性となる「基本目標」を次のとおり定めます。

基本目標1 文化芸術活動の推進

誰もが文化芸術の鑑賞・体験できる機会を充実し、活動の拠点となる文化施設の環境整備を行います。また、文化芸術団体等への活動支援を充実し、文化交流の促進を図ります。

基本目標2 文化芸術を活用したまちづくりの推進

地域の魅力や活力を向上させるため、文化芸術を地域振興に積極的に活用し、にぎわいづくり、まちづくりにつなげます。

基本目標3 文化財・伝統芸能等の保存と継承

地域で受け継がれてきた伝統芸能等の保存・継承活動を推進します。また、地域の文化財を適切に保存・活用し、羽生市の貴重な財産として次世代へ継承していきます。

3 計画の体系

【基本理念】

文化芸術の力により、誰もが、心豊かに暮らせるまち
羽生

【基本目標】

基本目標 1

文化芸術活動の推進

1-1 鑑賞の機会の充実

1-2 発表の機会の充実

1-3 文化芸術活動拠点の充実

1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実

1-5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援

1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信

基本目標 2

文化芸術を活用したまちづくりの推進

2-1 文化芸術の交流の推進

2-2 産業・観光等における文化芸術の活用

2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用

基本目標 3

文化財・伝統芸能等の保存と継承

3-1 文化財の調査・活用

3-2 伝統芸能等への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 文化芸術活動の推進

1-1 鑑賞の機会の充実



本市の文化芸術を推進するためには、多くの市民が文化芸術を身近に感じ、関心を持つことが大切です。

そこで、一人ひとりが文化芸術に親しみ、興味を持つことができるよう、市民の意識やニーズを把握し、鑑賞の機会の充実を図ります。

■現状と課題

市内の文化施設では、様々な企画によって、文化芸術に触れる機会を設けています。さらに市民が気軽に参加・鑑賞できるような工夫をし、より身近なものにしていく必要があります。

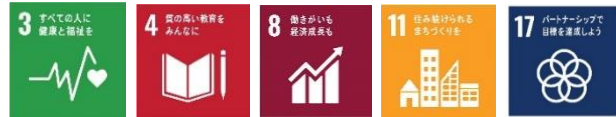
■施策の展開

- ・すべての市民が、気軽に鑑賞できる事業を実施します。
- ・より多くの鑑賞の機会をつくりだすため、オンラインによる動画配信を推進します。
- ・地域にある身近な公民館でのイベントや講座等の事業の充実を図ります。
- ・文化芸術団体や文化施設、事業者等が、それぞれの専門性を生かし、相互に連携を図りながら、多様な事業が展開されていくことを目指します。
- ・学校教育の場において文化芸術の振興を図るため、文化庁による支援事業を活用し、優れた実演芸術や美術を鑑賞する機会や、市内の文化財等の鑑賞の機会を設けます。
- ・産業文化ホールの指定管理により、民間企業の専門的知識やノウハウを生かし優れた舞台芸術・音楽・芸能等の鑑賞の機会を提供します。

■主な事業

- ◆ 文化祭・公民館文化祭・美術展
- ◆ 舞台芸能発表会・郷土芸能発表会・吹奏楽フェスティバル
- ◆ 公民館事業における芸能鑑賞会
- ◆ 世界キャラクターさみっとin羽生

1 - 2 発表の機会の充実



市民が互いの価値観を認め尊重し、文化芸術活動を楽しみながら担い手となることが重要です。文化芸術団体や個人にとって、自ら創造し、やりがいや生きる原動力となるよう、活動成果を発表する機会を充実させます。

■現状と課題

羽生市文化祭、舞台芸能発表会、郷土芸能発表会等は市民の創造・発表の場として定着しています。引き続き、文化芸術団体や個人のニーズに合った機会を提供することが必要です。

■施策の展開

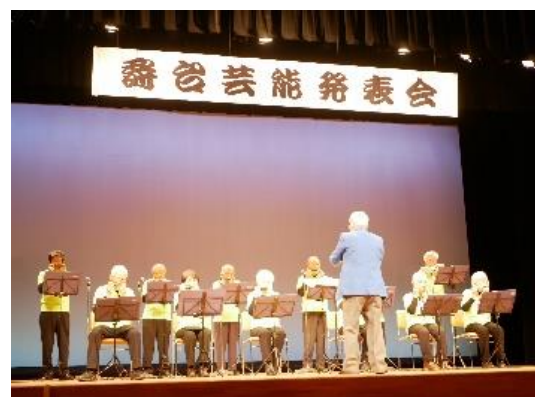
- ・市民の創作や表現活動を促進するため、多様な発表の場と機会を設けます。
- ・商業施設や商店街、野外を利用した発表の場を充実させます。
- ・市内公共施設(キャッセ羽生、ワークヒルズ羽生、道の駅はにゅう等)で行われるイベントで発表の場を提供し、周知をします。
- ・小中学校での発表の機会を充実させ、子どもたちが文化芸術を身近に感じるきっかけづくりを行います。

■主な事業

- ◆ 文化祭・公民館文化祭・美術展【再掲】
- ◆ 舞台芸能発表会・郷土芸能発表会・吹奏楽フェスティバル【再掲】
- ◆ 羽生大天白藤まつり、羽生てんのうさま夏祭り
- ◆ 商工まつり・ムジナもんワイワイまつり
- ◆ 市内小中学校書初め展・絵画展等



羽生市文化祭



舞台芸能発表会

1－3 文化芸術活動拠点の充実



市民が安定的に文化芸術活動を行えるよう、その拠点となる文化施設を充実させます。

■現状と課題

市民が日常的に練習や創作活動に利用している施設は、公民館、市民プラザ等、市民にとって身近な地域にある施設が中心となっています。さらに活発な活動を行えるよう市民のニーズを知り、文化施設の利用形態や運営方法について、検討する必要があります。

■施策の展開

- ・市民の活動の拠点となる文化施設を管理運営し、恒常的な活動の場を提供します。
- ・文化施設の持つ機能や特性を十分に発揮できるよう、計画的な改修や設備の更新を検討します。
- ・すべての市民が日常的に活動できるよう、文化施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- ・利用者アンケートなどにより市民の声を聴き、乳幼児や妊産婦、高齢者、障がいのある人にも優しく使いやすい施設に整備します。

■主な事業

- ◆ 文化施設での企画展や講座
- ◆ 文化施設の計画的な修繕や改修・環境整備
- ◆ 郷土資料館の収蔵資料の適切な管理・保存

目標指標 産業文化ホールでの文化芸術の振興の促進

指標名（単位）	指標の説明	現 況 値 R5（2023）	目 標 値 R11（2029）
文化の継承・振興につながる事業数（件）	産業文化ホール 自主事業数	10	11

※第6次羽生市総合振興計画に掲載されている目標指標を引用し、現状に更新して掲載しています。



羽生市産業文化ホール（大ホール）

1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実



子どもの頃の文化芸術との良い出会いが、感性を磨き、創造力や表現力を育み、人間形成において重要な役割になります。

また、子どもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを積極的に進めることで、文化芸術活動を担う新たな人材の育成にもつながります。

■現状と課題

- ・小中学校において文化的行事や演劇鑑賞会等を実施しています。さらに、文化芸術に触れる機会として、文化施設において体験・創造できるような取り組みが求められています。
- ・地域や学校と文化施設等が連携し、興味・関心を持つ機会や活動できる場を作っていく必要があります。

■施策の展開

- ・子どもたちの知的好奇心や感性を伸ばす取り組みとして、身近な場所で鑑賞や体験できる機会と発表の場を増やします。
- ・小中学校で活動する環境を整え、持続可能な活動に取り組みます。また、文化芸術のアウトリーチ※を活用します。
- ・幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小中学校にて体験活動を行います。
- ・地域の協力を得ながら、古くから伝わる郷土芸能や、今に残る文化財等をもとに、学校での体験学習や鑑賞学習の機会の充実を図ります。

※文化芸術のアウトリーチ：身近な場所で文化芸術に親しむことができるよう、学校等にアーティストや文化芸術団体が出向いて実施する公演や体験教室のこと。

■主な事業

- ◆ 公民館事業における創造体験講座
- ◆ 子ども郷土芸能入門教室・文化財に関する講座
- ◆ 市内小中学校書道展、絵画展等【再掲】
- ◆ 放課後子ども教室や子ども大学はにゅうにおける文化芸術授業
- ◆ 市内3中学校吹奏楽マスタークリニック



文化芸術による舞台芸術等総合支援事業
(学校巡回公演) 写真：文化庁HPより



市内3中学校吹奏楽マスタークリニック

1－5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援



文化芸術活動の担い手は、市民一人ひとりです。そのため、市民が自主的で、創造的な活動を行いやすく、継続した活動ができるよう文化芸術団体や個人を支援します。

■現状と課題

- ・文化芸術を担ってきた団体や個人の高齢化が進み、活動数の伸び悩みや運営への支障が出ているケースがみられます。文化芸術活動の活性化に向け、担い手の育成が求められています。
- ・発表の場や機会を求める文化芸術団体や個人と、鑑賞の場や機会を求める団体や個人を、結びつけるような取り組みが求められています。

■施策の展開

- ・文化芸術の振興のため、先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の発掘や育成支援に努めます。
- ・文化芸術団体や個人の活動に対する相談窓口を充実させます。
- ・市の補助金・助成金の活用促進を図るとともに、国や民間等の各種助成制度や協賛事業等の情報を提供します。
- ・文化振興に資する自主的な事業に対して、市や教育委員会が後援します。また、より一層の意欲の向上を図るため、優れた文化芸術団体や個人を表彰します。

■主な事業

- ◆ 文化祭・公民館文化祭・美術展【再掲】
- ◆ 舞台芸能発表会・郷土芸能発表会【再掲】
- ◆ 文化芸術関係補助金の交付
- ◆ 文化活動に対する後援・表彰
- ◆ 市民講師登録制度
- ◆ 羽生市文化団体連合会への支援



羽生市美術展

1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信



市内で開催される発表会やイベントの情報、また、文化芸術団体や個人の活動内容等の情報は、市民が文化芸術に触れ、参加するうえで必要不可欠なものです。

そのため、それらの情報を収集し、様々なツールを活用して効果的に情報を発信します。

■現状と課題

- ・市内で様々なイベントが行われていますが、情報を探している人にとって分かりづらい等の課題があります。市内イベントに関する分かりやすい情報提供が求められています。
- ・市内で活躍する文化芸術団体や個人の活動についての情報収集や発信が十分にされていません。文化芸術の発展のために、市内の文化芸術作品や活動の情報を収集し、さらに発信する取り組みが必要です。

■施策の展開

- ・イベントや活動団体の紹介について、求める人の立場に立った情報の整理と総合化を進めます。
- ・県や民間企業、文化芸術団体等と連携し、活動状況や芸術家等の情報を収集します。
- ・情報の発信として広報はにゅうや公民館だより、市ホームページ等、従来からの取り組みを充実させます。また、SNS※や民間情報誌を使用し、幅広い世代に効果的に周知します。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、LINE、YouTube、X（旧Twitter）、Facebook、Instagram等がある。

■主な事業

- ◆ 公民館だよりの発行
- ◆ 市ホームページ、広報はにゅう、SNS※、放送メディアを活用した情報発信
- ◆ イベントボランティア（ムジナモン応援団等）による羽生の文化の発信



市内イベントでの文化発信の様子

基本目標2 文化芸術を活用したまちづくりの推進

2-1 文化芸術の交流の推進



文化芸術団体や個人が、異なる文化芸術と交流することは、他の分野に対する理解や、自らの文化芸術活動の見直しにつながります。文化芸術の魅力をさらに高めていくため、文化芸術の交流を推進します。

■現状と課題

- ・文化芸術団体や個人は、それぞれが自らの文化芸術を追求し、自主的、主体的に事業や活動を行っています。さらに文化芸術を豊かなものにするためには、様々な分野で活動する団体や個人が出会い、交流する機会が必要です。
- ・本市は、国内外の都市と友好都市・姉妹都市等の提携をしています。互いの歴史・文化等への理解を深め、グローバルな視点で新たな文化を創造するため、これらの都市と文化芸術活動を通じた交流が必要です。
- ・市内に住む外国籍市民は年々増加傾向にあります。そのため、文化芸術を通しての地域交流を促進し、相互理解を深めることが必要です。

■施策の展開

- ・市内で活動する文化芸術団体や個人で構成する実行委員会形式の事業実施により、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進します。
- ・福島県金山町（友好都市）、山梨県富士河口湖町（観光・経済交流都市）、フィリピン共和国バギオ市（姉妹都市）、ベルギー王国デュルビューイ市（姉妹都市）、アメリカ合衆国ミルブレイ市（友好交流関係協定締結都市）との文化芸術を通じた交流を推進します。
- ・国際交流や多文化共生にかかるイベント等の開催を支援します。また、外国の文化を理解する講座の充実を図ります。

■主な事業

- ◆ 市内高校・大学における公開講座 ◆ 世界キャラクターさみっと in 羽生【再掲】
- ◆ ひな祭りパーティ等の国際交流イベント ◆ 国際交流市民の会への支援
- ◆ 外国人向け日本語講座・外国人講師による英会話講座

目標指標 ひな祭りパーティ等の国際交流イベントの開催

指標名（単位）	指標の説明	現況値 R5（2023）	目標値 R11（2029）
国際交流イベント参加者人数（人）	市が関わるイベント等への参加者数	287	580

※第6次羽生市総合振興計画に掲載されている目標指標を引用し、現状に更新して掲載しています。

2-2 産業・観光等における文化芸術の活用



文化芸術や文化財は、地域の観光資源にもなります。経済活動の活性化や、まちおこしにつなげていくため、産業や観光と連携した文化芸術の取り組みを行います。

■現状と課題

- ・伝統的な祭りや文化財等、地域の文化資源や文化芸術を活用した取り組みが進められています。これらの取り組みを産業・観光分野へ波及させることが必要です。
- ・羽生市には埋もれた文化資源が数多くあります。地域の文化資源の発掘と磨き上げを進めるとともに、市の資源の一つとして築き上げる必要があります。

■施策の展開

- ・産業・観光等の分野において、多角的な視野で羽生市の文化資源や文化芸術を活用します。
- ・市内外のイベントにて郷土芸能や伝統芸能等の公演を行い、市独自の文化芸術に触れる契機につなげます。
- ・文化芸術の視点を入れた史跡を巡るツアー等、新たな観光事業の推進に取り組みます。
- ・埋もれた地域資源の掘り起こしを積極的に図ります。
- ・企業に対し、市内で行う文化芸術活動やイベントへの参加や協力を促します。
- ・市内商店街や商業施設等における文化芸術作品の展示・発表を企画します。

■主な事業

- ◆ 羽生大天白藤まつり、羽生てんのうさま夏祭り【再掲】
- ◆ 羽生タイムスリップまち歩き
- ◆ 藍染体験の推進と藍染文化の発信
- ◆ キャラクターを活用した商品の開発



羽生大天白藤まつり



藍染め

2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用



文化芸術は心のケアや生活の質の向上の手段として活用されています。健康・福祉分野に文化資源を活用する等、従来からある事業や活動に文化芸術の視点を加えることで、新たな広がりや展開が期待されます。

また、地域の郷土料理や行事食の食文化についても、次世代に伝えていく必要があります。

■現状と課題

- ・文化芸術団体や個人等が、福祉施設や医療機関を慰問し、演奏等を行っています。それぞれのニーズに合わせた取り組みが必要です。
- ・日本の食文化は、世界に誇ることができるものです。歴史と伝統の中で生まれてきた地域の郷土料理や行事食の食文化を、次世代に伝えていく必要があります。
- ・市内を巡るウォーキング等の健康づくり事業が行われています。健康の増進とともに文化芸術の視点を入れた取り組みが必要です。
- ・高齢者や障がいのある人が文化芸術に触れ、自らの能力を活かし、自分らしく生活していけるよう創造する機会や、活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

■施策の展開

- ・福祉施設や医療機関と文化芸術団体をつなぐための情報を整備します。
- ・郷土料理や伝統料理等の日本の食文化を、関係機関と連携して普及・継承していきます。
- ・文化財等の地域資源を新たな視点で活用し、健康、福祉分野へ波及させます。
- ・高齢者、障がいのある人等すべての市民が、文化芸術活動を行うことができる環境づくりを進めます。
- ・障がいのある人が心豊かな日常生活を送り、社会への参加意欲を促せるよう、鑑賞や発表をする機会の創出及び文化芸術活動を通じた交流の場を提供します。

■主な事業

- ◆ 福祉健康まつり
- ◆ 食生活改善推進員による郷土料理や行事食の料理教室
- ◆ 学校給食にて郷土料理の提供
- ◆ 文化資源を活用したウォーキングマップの作成
- ◆ 老人クラブによる世代間交流会（昔遊び等）



福祉健康まつり

基本目標3 文化財・伝統芸能等の保存と継承

3-1 文化財の調査・活用



本市の文化財は、郷土の歴史、自然や文化の理解に欠くことができない貴重な財産であり、今後、新たに羽生市の文化を創造していくうえで基礎となります。

そのため、地域の文化財を適切に調査・保存・活用します。

■現状と課題

- ・市内には、天然記念物や史跡、彫刻、古文書等、様々な指定文化財があります。しかし、それらの文化財と市民との接点が少なく、親近感を持ちにくいというのが現状です。そのため、市民の文化財に対する関心を高め、次世代へ継承していく取り組みが必要です。
- ・国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」は、国内でムジナモが自生している大変希少な場所です。一方で、現状ではムジナモ保護活動の途上であり、市民が自生地に立ち入って自由に見学することができないため、いかにムジナモ自生地を知ってもらい、身近に感じてもらえるかが課題です。

■施策の展開

- ・失われつつある地域の貴重な資料や文化財を発掘するための調査を進め、収蔵資料の充実を図ります。そして、これらの調査の成果を市民に興味を持ってもらえるよう工夫し公開します。
- ・市民による地域の歴史の掘り起こしや、伝統文化についての調査・研究及び文化財の保護・活用を支援します。
- ・国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」については、羽生市ムジナモ保存会等と連携・協力して定期的に見学会を開催していきます。
- ・学校や地域において、文化財について学習・体験できる機会を作ります。

■主な事業

- | | |
|------------------|---------------------|
| ◆ 指定文化財の保護活動及び管理 | ◆ 羽生市ムジナモ保存会への支援 |
| ◆ 地域史発掘 | ◆ 宝蔵寺沼ムジナモ自生地の自然見学会 |
| ◆ 文化財関係機関団体との連携 | ◆ 学校との連携による体験学習 |
| ◆ 埋蔵文化財包蔵地の周知 | ◆ 文化財講座や羽生学講座 |
| ◆ 文化財説明看板の整備 | ◆ 文化財の企画展示や公開 |

目標指標 文化財の調査・保存・活用の推進

指標名（単位）	指標の説明	現 況 値 R5（2023）	目 標 値 R11（2029）
「文化財の保存及び活用に関する計画」の策定件数（件）	策定件数の累計	3	4

目標指標 宝蔵寺沼ムジナモ自生地其自然見学会の開催

指標名（単位）	指標の説明	現 況 値 R5（2023）	目 標 値 R11（2029）
宝蔵寺沼現地見学会の開催回数（回／年）	—	7	8

※第6次羽生市総合振興計画に掲載されている目標指標を引用し、現状に更新して掲載しています。



宝蔵寺沼ムジナモ自生地の自然見学会



食虫植物ムジナモとその花

3-2 伝統芸能等への支援



長い歴史の中で育まれてきた民俗芸能や祭礼等の伝統芸能や伝統行事は、地域とそこに暮らしてきた人々の生き方を語るものです。

また、暮らしに彩りと潤いを与え、人々の心を豊かにしてきたと同時に、地域の連帯や世代間の交流に重要な役割も果たしています。これらの伝統芸能を次世代に受け継ぎ、地域の活性化につなげていくため、継承と発展を支援します。

■現状と課題

市内には、獅子舞、御輿渡御等行事、お囃子、地蔵祭り等の祭礼等で昔から行われている伝統行事・伝統芸能があります。しかし、少子高齢化やコロナ禍による地域活動の縮小により、伝統芸能等の担い手が減少し、存続が危ぶまれています。今後、地域の伝統芸能等を守り、受け継いでくためには、時代の変化に応じた様々な支援を行うことが重要です。

■施策の展開

- ・ 伝統芸能や郷土芸能に触れる機会を充実させます。
- ・ ホームページやSNS等を活用し、イベントや郷土芸能等の積極的な周知を図ります。
- ・ 継承を支援するため、地域や学校における伝統芸能の学習機会の充実を図ります。
- ・ 次世代の担い手を育成し、持続可能な活動ができるように取り組みます。

■主な事業

- ◆ 郷土芸能発表会【再掲】
- ◆ 子ども郷土芸能入門教室【再掲】
- ◆ 地域の歴史や文化を学ぶ講座
- ◆ 無形民俗文化財保持者・団体への支援



郷土芸能発表会

第5章 計画の推進

1 市民、企業、行政等の役割

文化芸術活動は、市民や文化芸術団体、NPO、地域団体、企業、行政など、様々な人々によって支えられています。そして、本計画を推進していくために、それぞれの主体が役割を果たしていくことが必要です。

市民や文化芸術団体等は、文化に広く関心を持ち、文化の主役として積極的に文化芸術活動を行うことが望まれます。

また、地域団体や企業には、地域社会を構成する主体として自主的に文化芸術活動を展開し、市民や文化芸術団体等の文化活動を後押ししていくことが期待されます。

行政においては、市民が文化芸術を創造し、享受できるよう文化芸術に関する施策を効果的に推進していかなければなりません。

そのため、それぞれの分野で文化的な視点を持ち、協同して文化芸術を推進します。

2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、定期的に計画の進捗状況を確認します。そして、羽生市文化芸術振興審議会による外部評価により改善を行います。

資料編

羽生市の文化財



土面（発戸）



かぶと（下村君）



永明寺古墳（下村君）



羽生城跡（東）



川俣関所跡（上新郷）



木造聖観音菩薩立像（発戸）
令和3年3月 指定文化財新規指定



上村君の獅子舞



桑崎の獅子舞



下手子林の獅子舞



八雲神社御輿渡御等行事



中川低地の河畔砂丘群 桑崎砂丘（桑崎）



宝蔵寺沼ムジナモ自生地（三田ヶ谷）

指定文化財一覧

N0	種別	種類	名 称	員数	概 要	所 有 者 (管理者)	由 来 地 (所在地)	指定年月日
1	国記	天	宝蔵寺沼ムジナモ自 生地		1 属 1 種の食虫植物で、本邦 唯一の自生地。	羽 生 市	大字三田ヶ谷	昭 41.5.4
2	県有	彫	銅造阿弥陀如来立像	1 軀	善光寺式阿弥陀三尊の中尊、 鎌倉時代の作。	永 明 寺 (県立博物館)	大字下村君 (さいたま市)	昭 30.11.1
3	県有	彫	木造薬師如来坐像	1 軀	ひのきの寄木造で定朝様。 貞治 6 年(1367)の修造。	永 明 寺 (県立博物館)	大字下村君 (さいたま市)	昭 33.3.20
4	県有	書	川俣関所関係文書 付 関所関係用具	1 括	川俣関所関係の古文書とその 用具。	個 人 (一部県立博物館)	大字上新郷 (さいたま市)	昭 33.3.20
5	県記	史	永明寺古墳	1 基	全長 7 8 m、高さ 7 m の県内 有数の古墳。前方後円墳。	永 明 寺 外 3 名	大字下村君	平 27.3.13
6	県記	旧	川俣関所跡		日光脇往還川俣の渡しに設け られた番所。	(羽生市)	大字上新郷	昭 36.9.1
7	県記	旧	川俣締切跡		1 5 9 4 年に締切られた。利 根川の瀬替の始。	(羽生市)	大字上新郷	昭 38.8.27
8	県記	天	勘兵衛マツ	1 本	1 6 2 8 年、家光日光社参の 折植えられたと伝わる松。	県 (羽生市)	大字上新郷	大 15.2.19
9	県記	天	中川低地の河畔砂丘 群桑崎砂丘		平安～室町時代に形成された 内陸性の砂丘。	桑崎三神社	大 字 桑 崎	平 29.3.24
10	市有	建	小松神社本殿	3 棟	熊野社・白山社は 1 7 世紀後 半、小松明神社は 1 7 世紀前 半。	小 松 神 社	大 字 小 松	平 28.3.25
11	市有	絵	富士山の図	1 面	新郷宿本陣の地袋のふすま 絵。1 8 4 3 年。	個 人	大字上新郷	昭 44.3.20
12	市有	絵	不得道可夫妻画像	2 幅	縦 4 1 cm、横 2 6 . 5 cm。 羽生城の家老。江戸初期。	源 長 寺	大字藤井上組	昭 48.7.1
13	市有	絵	雪兆の幟	1 枚	北埼玉出身の画家の作。 長さ 6 m 幅 2 m の鍾馗像。	個 人	大字下村君	昭 50.10.23
14	市有	絵	亀田鵬齊肖像画	1 幅	江戸時代後期の儒学者。椿南 の筆による。	個 人 (市郷土資料館)	東 (大字下羽生)	平元.7.11
15	市有	彫	木造毘沙門天立像	1 軀	像高 2 2 4 cm の彩色像で三尊 揃う。作像年代不詳。	蓮 台 寺	大字三田ヶ谷	昭 44.3.20
16	市有	彫	須影八幡社彫刻	3 面	本殿の三面に刻。神話、基礎 工事等を描く。	八 幡 社	大 字 須 影	昭 44.3.20
17	市有	彫	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	像高 8 9 cm。寄木造。室町時 代の作と推定。	熊 野 塚	大 字 今 泉	昭 48.7.1
18	市有	彫	鉄造阿弥陀如来立像	1 軀	像高 4 7 cm。鎌倉時代の作と 推定。火災にあう。	天 宗 寺 (県立博物館)	大字下岩瀬 (さいたま市)	昭 48.7.1
19	市有	彫	木造聖観音立像	1 軀	像高 1 0 3 . 2 cm。 平安末期から鎌倉初期の作。	祥 雲 寺	大字上新郷	昭 48.7.1
20	市有	彫	永明寺石造二王像	1 対	1 6 7 3 年造。 阿形像高さ 1 8 6 . 7 cm。 吽形像高さ 1 9 0 cm。	永 明 寺	大字下村君	昭 56.6.29

N0	種別	種類	名 称	員数	概 要	所 有 者 (管理者)	由 来 地 (所在地)	指定年月日
21	市有	彫	木造十一面観音坐像	1 軀	檜材、寄木造、玉眼、漆箔、内刳、室町末。	小 松 神 社 (市郷土資料館)	大 字 小 松 (大字下羽生)	昭 56.6.29
22	市有	彫	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	願主広田直繁。庚寅作。室町末。	小 松 神 社 (市郷土資料館)	大 字 小 松 (大字下羽生)	昭 56.6.29
23	市有	彫	木造不動明王坐像	1 軀	下村君出身の仏師尾上朝運が1831年に制作。寄木造、彫眼。	永 明 寺	大字下村君	平 26.3.26
24	市有	彫	木造恵比須・大黒天像	1 対	下村君出身の仏師尾上朝運が1857年に制作。一木造、彫眼。	個 人	大字下村君	平 26.3.26
25	市有	彫	木造恵比須・大黒天像付 新刻料金払済覚	1 対	下村君出身の仏師尾上朝運が1864年に制作。料金支払に係る古文書が一緒に残っている。	個 人	大字下村君	平 26.3.26
26	市有	彫	木造大黒天立像付厨子	1 軀	下村君出身の仏師尾上朝運が1827年に制作。厨子に「佛師朝運 俗名尾上卯七」と墨書されている。	永 明 寺	大字下村君	平 30.2.20
27	市有	彫	木造聖観音菩薩立像	1 軀	鎌倉時代後期～南北朝期の制作。享保3-4年に補修。割矧造、彫眼、胡粉地に漆塗り、彩色、截金。	観 乗 院	大 字 発 戸	令 3.3.24
28	市有	工	金銅仏ねはん像	1 口	県内では珍しい金銅製ねはん像。1789年の再鑄。	延 命 寺 (永明寺)	大 字 堤 (大字下村君)	昭 44.3.20
29	市有	書	正覚院古文書4点	4 点	足利晴氏の文書1点と羽生城主の文書3点。中世文書。	正 覚 院	南	昭 39.9.9
30	市有	書	「天満宮」の額	1 面	禅宗の中国人僧高泉の行書。1691年作。	天 神 社	東	昭 39.9.9
31	市有	書	武田家の高札	1 幅	1571年武田勢武蔵国侵攻時家来の乱暴を禁ずる内容。	源 長 寺	大字藤井上組	昭 39.9.9
32	市有	書	徳川斉昭の和歌	1 点	本陣で休息中に床の絵をみて詠んだ和歌とその詞書。	個 人	大字上新郷	昭 44.3.20
33	市有	書	佐藤延昌の箱書	1 点	徳川斉昭日光参詣時の随員が和歌を納める箱に書く。	個 人	大字上新郷	昭 44.3.20
34	市有	書	黒沢翁満の書	1 点	徳川斉昭の和歌をみて感動し記す。国学者。	個 人	大字上新郷	昭 44.3.20
35	市有	書	隠元の墨跡	1 点	日本黄檗宗の開祖来朝の翌年の書、1655年作。	建 福 寺	南	昭 44.3.20
36	市有	書	平野家古文書	20 点	江戸時代初期の社会制度を知る上で重要な書類。	個 人 (市郷土資料館)	大字藤井上組 (大字下羽生)	昭 44.3.20
37	市有	書	亀田鵬斉の書	1 点	天神社の幟の原本。長さ8.8m、幅1m。1826年没。	個 人	東	昭 44.3.20
38	市有	書	総願寺不動尊堂側面図	1 点	毛筆で描かれた精巧な図。江戸時代末期。	個 人 (市郷土資料館)	大字本川俣 (大字下羽生)	昭 44.3.20
39	市有	書	延命寺朱印状	9 点	家光から家茂まで、寺領15石。1648年から。	延 命 寺 (永明寺)	大 字 堤 (大字下村君)	昭 44.3.20
40	市有	書	長光寺朱印状	9 点	1649年のものが最古。寺領20石6斗。	長 光 寺	大 字 今 泉	昭 44.3.20

N0	種別	種類	名 称	員数	概 要	所 有 者 (管理者)	由 来 地 (所在地)	指定年月日
41	市有	書	正覚院宥珍授尊海印信 8 点	8 点	1 4 9 8 年の銘あり市内最古。3 世から 4 世への印信。	正 覚 院	南	昭 56.6.29
42	市有	書	正覚院古文書 4 点	4 点	羽生城主大久保忠隣の寺領寄進状他 3 点。	正 覚 院	南	昭 56.6.29
43	市有	書	薬師尊の額	1 面	下村君出身の書家秋山文林の書。1 8 6 8 年の作。	永 明 寺	大字下村君	昭 60.8.1
44	市有	書	亀田鵬齊為書	1 幅	親交のあった人のために書く。みみず書として有名。	個 人 (市郷土資料館)	東 (大字下羽生)	平元.7.11
45	市有	書	小菅家文書	137 点	上村君村の文書群。1 6 1 5 年の年貢受取状など。	個 人 (市郷土資料館)	大字上村君 (大字下羽生)	平 22.3.17
46	市有	考	釈迦阿弥陀種子板石塔婆	1 基	幅 1.8m と最大級。古墳奥壁か天井石を使用。1 2 5 6 年。	毘 沙 門 堂	西	昭 39.9.9
47	市有	考	妙法蓮華経板石塔婆	1 基	1 3 3 1 年の建立。来迎寺、千手堂建立が記されている。	本 立 寺	南	昭 39.9.9
48	市有	考	永明寺古墳出土品	1 括	古墳から出土した馬具、武具、工具類。6 世紀中頃。	羽 生 市 (市郷土資料館)	大字下村君 (大字下羽生)	平 23.3.18
49	市有	考	小松古墳群 1 号墳出土品	1 括	古墳石室内から採集された装身具など。7 世紀前葉。	羽 生 市 (市郷土資料館)	大 字 小 松 (大字下羽生)	平 25.3.26
50	市民	有	小松神社算額	1 面	縦 6 8 cm 横 1 4 4 cm。関流の門人が 1 8 5 9 年に奉納。	小 松 神 社	大 字 小 松	昭 44.3.20
51	市民	有	朝鮮使節来朝	1 面	絵馬。当時の風俗を描く。1 4 1.5 × 2 4 2 cm。1 7 2 7 年作。	小 松 神 社	大 字 小 松	平元.7.11
52	市民	有	河川改修図	1 面	絵馬。土木工事を描く。1 2 0 × 1 8 2 cm。1 8 9 1 年作。	天 神 社	大字上新郷	平元.7.11
53	市民	有	上新郷西新田の隠居獅子頭	3 体	市内最古の獅子頭で 3 体揃う。宝永二年 (1 7 0 5) の銘あり。	羽 生 市 (市郷土資料館)	大字上新郷 (大字下羽生)	平 17.3.17
54	市民	無	中手子林野呂の獅子舞		8 月 1 5 ・ 1 6 日に行われていた。八幡神社に奉納。		大字中手子林	平 17.3.17 (指定替)
55	市民	無	尾崎の獅子舞		7 月 1 4 日に行われていた。鷲神社に奉納。		大 字 尾 崎	平 17.3.17 (指定替)
56	市民	無	上新郷中新田の獅子舞		7 月 2 5 日に行われていた。天神社に奉納。		大字上新郷	平 17.3.17 (指定替)
57	市民	無	上村君の獅子舞		7 月中旬に行われている。避来矢・雷電神社に奉納。		大字上村君	平 17.3.17 (指定替)
58	市民	無	下手子林の獅子舞		9 月中旬に行われている。豊武神社、観音堂に奉納。		大字下手子林	平 17.3.17 (指定替)
59	市民	無	桑崎の獅子舞		十五夜祭 (旧暦 8 月 1 5 日) に近い日曜日に行われている。桑崎三神社に奉納。		大 字 桑 崎	平 17.3.17 (指定替)
60	市民	無	八雲神社御輿渡御等行事		1 6 2 5 年のはじまり。新暦 7 月 7 日頃実施。		中 央	平 19.3.19

N0	種別	種類	名 称	員数	概 要	所 有 者 (管理者)	由 来 地 (所在地)	指定年月日
61	市民	無	本川俣の廻り地藏		地藏像を通年にわたって本川俣地区の家々で巡行させる風習。		本 川 俣	平 31.3.27
62	市記	史	田舎教師の墓	1 基	羽生が舞台となった小説のモデルである人物の墓。	建 福 寺	南	昭 31.9.1
63	市記	史	岡田十松建立墓碑	1 基	剣士岡田十松が建立、立原翠軒が撰文揮毫。1813年。	個 人	大 字 砂 山	昭 31.9.27
64	市記	史	徳川家康鷹狩の跡		法性寺由緒明細書帳に記。休憩した場所。	(羽生市)	大字上新郷	昭 31.11.27
65	市記	史	堀田相模守生祠	1 基	当地の領主佐倉城主堀田家を村民が祠った。 1771年。	大天白神社	北	昭 32.1.29
66	市記	史	松平大和守生祠	1 基	当地の領主川越城主松平家を村民が祠った。 1794年。	長 良 神 社	大字本川俣	昭 32.1.29
67	市記	史	森玉岡翁墓碣銘の碑	1 基	江戸時代末期の儒者で、庶民教育に尽力。1862年。	毘 沙 門 堂	西	昭 39.9.9
68	市記	史	羽生菅公廟梅樹記の碑	1 基	天神社の梅の由来を記。亀田鵬斎の撰文、書。1809年。	天 神 社	東	昭 39.9.9
69	市記	史	清水誓信墓碑	1 基	羽生町場村名主の徳行を刻む。1832年没。	正 光 寺	北	昭 39.9.9
70	市記	史	羽生城跡		平城。築造時期は定かでないが、1614年に廃絶。	天 神 社	東	昭 46.12.5
71	市記	史	葛西用水取入口跡		1660年関東郡代伊奈忠克により開削。	(羽生市)	大字本川俣	昭 48.10.1
72	市記	史	堀越家五輪塔	1 基	伝堀越館跡に建つ。 全高130.5cm、凝灰岩製、14世紀。	個 人	大字藤井上組	平元.7.11
73	市記	史	伝堀越館跡		溝が方形に巡る。築造時期は不明であるが江戸初期の祠がある。	羽 生 市	大字藤井上組	平 13.9.26
74	市記	天	上新郷のシイノキ	2 本	推定樹齢400年。 樹高18m。本陣にある。	個 人	大字上新郷	昭 44.3.20
75	市記	天	永明寺のイチヨウ	1 本	雌株。推定樹齢500年。 樹高37.5m。	永 明 寺	大字下村君	昭 44.6.26
76	市記	天	上岩瀬のシイノキ	1 本	推定樹齢400年。 樹高8m。医王寺境内。	医 王 寺	大字上岩瀬	昭 44.6.26

注) 国記—国指定記念物 県有一—県指定有形文化財 県無—県指定無形文化財 県記—県指定記念物
市有一—市指定有形文化財 市民—市指定民俗文化財 市記—市指定記念物
建—建造物 絵—絵画 彫—彫刻 工—工芸品 書—書籍、典籍、古文書 考—考古資料
有一—有形民俗文化財 無—無形民俗文化財 史—史跡 天—天然記念物 旧—旧跡

羽生市文化施設

中央公民館



所在地

〒348-0058

羽生市中央2丁目8番10号

電話番号

048-562-1558

設立年月日

昭和29年9月1日

竣工年月日

昭和58年3月25日

開館時間

午前9時～午後9時30分

休館日

火曜日、年末年始

建物面積

2,125.75 m²

構造

鉄筋コンクリート造 4階建

新郷公民館



所在地

〒348-0041

羽生市大字上新郷5630番地4

電話番号

048-561-1013

設立年月日

昭和29年9月1日

竣工年月日

昭和60年2月25日

開館時間

午前9時～午後9時30分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

554.07 m²

構造

鉄骨造 平屋建

須影公民館



所在地

〒348-0033

羽生市大字須影714番地

電話番号

048-561-0667

設立年月日

昭和29年9月1日

竣工年月日

昭和56年3月10日

耐震補強等
竣工年月日

平成27年1月8日

開館時間

午前9時～午後9時30分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

497.30 m²

構造

鉄骨造 2階建

岩 瀬 公 民 館



所 在 地	〒348-0044 羽生市大字上岩瀬 2367 番地
電 話 番 号	048-561-5070
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 59 年 3 月 10 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	556.02 m ²
構 造	鉄骨造 2 階建

川 俣 公 民 館



所 在 地	〒348-0051 羽生市大字本川俣 630 番地
電 話 番 号	048-562-0321
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 53 年 12 月 1 日
耐震補強等 竣工年月日	平成 26 年 1 月 28 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	497.30 m ²
構 造	鉄骨造 2 階建

井 泉 公 民 館



所 在 地	〒348-0064 羽生市大字藤井上組 275 番地
電 話 番 号	048-565-1009
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 57 年 3 月 20 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	543.42 m ²
構 造	鉄骨造 2 階建

手子林公民館



所在地	〒348-0022 羽生市大字下手子林 805 番地
電話番号	048-565-2668
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 57 年 3 月 20 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	543.42 m ²
構造	鉄骨造 2 階建

三田ヶ谷公民館



所在地	〒348-0004 羽生市大字弥勒 634 番地 1
電話番号	048-565-0040
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 59 年 3 月 10 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	556.02 m ²
構造	鉄骨造 2 階建

村君公民館



所在地	〒348-0006 羽生市大字下村君 2227 番地
電話番号	048-565-3538
設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日
竣工年月日	昭和 53 年 3 月 31 日
耐震補強等 竣工年月日	平成 27 年 12 月 18 日
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	497.30 m ²
構造	鉄骨造 2 階建

産業文化ホール



所在地

〒348-0026

羽生市大字下羽生 876 番地

電話番号

048-561-4911

竣工年月日

昭和 58 年 12 月 25 日

開館年月日

昭和 59 年 1 月 14 日

大規模改修
竣工年月日

平成 26 年 9 月 1 日

開館時間

午前 9 時～午後 10 時

休館日

火曜日、年末年始

建物面積

7,615 m²

構造

鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上 3 階建

市立図書館・郷土資料館



所在地

〒348-0026

羽生市大字下羽生 948 番地

電話番号

図書館 048-561-8233

郷土資料館 048-562-4341

開館年月日

昭和 61 年 8 月 1 日

開館時間

図書館 午前 9 時～午後 6 時

郷土資料館

午前 9 時～午後 4 時 30 分

休館日

火曜日(火曜日が祝日の場合は翌平日)、年末年始、毎月第 4 木曜日(7・8 月を除く)

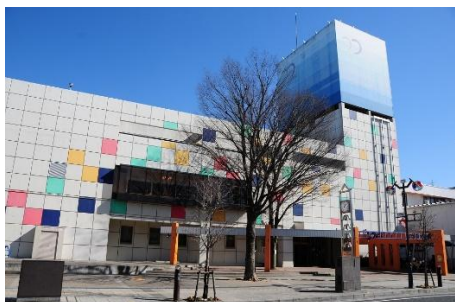
建物面積

2,345 m²

構造

鉄筋コンクリート造り一部 2 階建

市民プラザ



所在地

〒348-0058

羽生市中央3丁目7番5号

電話番号

048-560-3111

開館年月日

平成 11 年 10 月 4 日

開館時間

午前 9 時～午後 10 時

休館日

年末年始、ほか

建物面積

4,253 m²

構造

鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上、地下
1階、4 階建

羽生市文化芸術振興審議会設置要綱

令和元年11月13日
教育委員会告示甲第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例（令和2年条例第1号）第4条の規定に基づき、羽生市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、文化芸術の振興について調査し、及び審議し、並びにその結果を教育委員会に提言することとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内において文化芸術活動を行う者
- (3) 公募による市民（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、初回の会議は、教育委員会が招集する。

附 則（令和3年3月25日教委告示第2号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

羽生市文化芸術振興審議会委員名簿

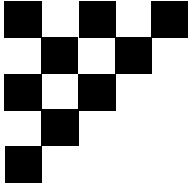
No.	氏 名	所属団体等	備 考
1	塩原 康正	羽生市文化団体連合会	委員長
2	瀬戸 奏	埼玉純真短期大学	副委員長
3	尾花 幸男	羽生市文化財保護審議委員会	
4	河邊 彰男	羽生市美術連盟	
5	田沼 廣一郎	羽生市民音楽協議会	
6	川鍋 愛夫	桑崎獅子舞保存会	
7	加村 賢二	一般公募	
8	角屋 房男	羽生市公民館連絡協議会	
9	三浦 伸元	一般社団法人羽生市観光協会	
10	長澤 允	一般社団法人羽生青年会議所	

羽生市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会名簿

No.	氏 名	所属課名	備 考
1	田 沢 将	秘 書 広 報 課	委員長
2	梶原 めぐみ	社 会 福 祉 課	
3	高 田 利 泰	児 童 保 育 課	
4	間 篠 雄 介	高 齢 介 護 課	
5	齋 藤 知 宣	健康づくり推進課	
6	小 林 良	商 工 課	
7	秋 本 悟	観光プロモーション課	
8	大 塚 理 恵 子	農 政 課	
9	新 宅 暁 大	学 校 教 育 課	
1 0	小 林 一 正	郷 土 資 料 館	副委員長

羽生市文化芸術振興計画策定経過

年月日	項 目
令和 6 年 5 月 24 日	第 1 回羽生市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会の開催
6 月 24 日	第 2 回羽生市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会の開催
7 月 24 日	定例教育委員会にて協議
8 月 5 日	経営会議にて審議
8 月 20 日	第 1 回羽生市文化芸術振興審議会の開催
10 月 8 日	第 2 回羽生市文化芸術振興審議会の開催
11 月 13 日	定例教育委員会にて協議
12 月 16 日	パブリック・コメント審査会にて審議
令和 7 年 1 月 8 日 ～2 月 7 日	パブリック・コメントの実施
3 月 19 日	定例教育委員会にて審議 第 2 次羽生市文化芸術振興計画策定



第2次羽生市文化芸術振興計画

令和7(2025)年3月

羽生市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
〒348-8601 羽生市東6丁目15番地

TEL:048-561-1121

FAX:048-561-6562

E-mail:gakushuu@city.hanyu.lg.jp

